

移動等円滑化取組計画書

I 現状の課題及び中期的な対応方針

<p>(1) 車両等の整備に関する事項</p> <p>①当社が保有乗合バス車両においては、2018年度時点のノンステップバス導入率は57.7%となっている。今後も車両の更新と併せてノンステップバスの導入を推進する。(適応除外車両は除く)</p> <p>(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練に関する事項</p> <p>①バスロケーションシステムの更新及びインターネット検索システムの更新、バス停標柱の更新を行いより利用しやすくするための設備投資を行う。</p> <p>②ハード面での効果的に機能させるためには、ソフト面でのバリアフリーが不可欠であることから、2019年度より国土交通省が定める「交通事業者向け接遇研修プログラム」の内容を踏まえた社員教育を順次実施する。</p>

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	大型ノンステップバス(新車) 毎年10台を目標に導入する。 (2019年度~2021年度)

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
利用方法の周知	乗車方法についてウェブサイトなどを通じて周知を行うと共に検索システムやバス停における情報提供の充実を図る。 (2019年度)

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
情報提供の拡充	車外入り口付近にアイコン表示を掲示し、車両毎の仕様情報を提供。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
接客研修の実施	乗務員に対して、高齢者・障害者への声かけ・乗降支援に関する研修（座学・実技）を定期的実施する。 (2019 年度/以降継続実施)
障害者当事者が参画する研修の実施 外部研修への参加	障害者当事者を招いての法令・旅客支援に関する研修を実施する。(2019 年度/以降継続実施) 国土交通省が定める「交通事業者向け接遇研修プログラム」に準拠した外部研修を受講する。(2019 年度)

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

ウェブサイトや電話で寄せられる利用者の意見を社内で共有するとともに、取り組みの改善に活用する。(2019 年度)
--

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
	なし（前年度の計画がないため）	

Ⅴ その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。